**限定承認公告**

国籍韓国、最後の住所東京都葛飾区堀切七丁目四番一二号井上コーポ一〇二号

被相続人　亡　金　大輝

右被相続人は平成二十二年十一月二十九日死亡し、その相続人は平成二十三年五月十九日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月二日

東京都葛飾区東四つ木二丁目一六番五―六〇四号ライオンズマンション立石南

相続財産管理人　吉岡　蒔子

**限定承認公告**

本籍東京都八王子市北野町五六二番地一一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　小池　一成

右被相続人は平成二十二年十一月四日死亡し、その相続人は平成二十三年五月二十六日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月二日

東京都八王子市みつい台一丁目一九番五号、事務所東京都八王子市明神町四丁目七番一五号落合ビル三階

右記代理人弁護士　福澤　武文

**限定承認公告**

本籍神奈川県茅ヶ崎市小和田二丁目五二九番地、最後の住所神奈川県茅ヶ崎市香川一丁目一〇番五―一〇二号ライトタウン茅ヶ崎

被相続人　亡　青木　功

右被相続人は平成二十三年一月十日死亡し、その相続人は平成二十三年五月十九日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月二日

神奈川県茅ヶ崎市香川一丁目一〇番五―一〇二号ライトタウン茅ヶ崎

相続財産管理人　青木　茂

**限定承認公告**

本籍富山県富山市向新庄町一丁目三八四番地、最後の住所富山県富山市向新庄町一丁目一七番二〇号

被相続人　亡　岩村　利行

右被相続人は平成二十三年三月六日死亡し、その相続人は平成二十三年五月二十四日富山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月二日

富山県中新川郡立山町中山一〇番地

相続財産管理人　山田　美香

**限定承認公告**

国籍韓国、最後の住所愛知県豊田市東新町一丁目四〇番地一〇

被相続人　亡　朴本洪和こと　朴　洪和

右被相続人は平成二十三年二月十三日死亡し、その相続人は平成二十三年五月二十五日名古屋家庭裁判所岡崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月二日

愛知県豊田市東新町一丁目四〇番地一〇

朴本由美こと

相続財産管理人　禹　由美

右相続財産管理人代理人弁護士

片岡　信恒

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一九番二五号ｙｈ丸の内ビル八階　片岡法律事務所

**限定承認公告**

本籍兵庫県尼崎市大庄西町一丁目三四〇番地、最後の住所大阪市東淀川区豊新二丁目五番二〇号

被相続人　亡　阿野　福則

右被相続人は平成二十二年九月二十九日死亡し、その相続人は平成二十三年五月二十四日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月二日

大阪府吹田市豊津町一番五〇―一〇一号

相続財産管理人　梅澤　和則

**第二種金融商品取引業の廃止の公告**

当社は、平成二十三年七月五日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十三年六月二日

東京都港区北青山二丁目七番二六号

株式会社ミレニアムパートナーズ

代表取締役　秦　充洋

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を二十四億八千七百七十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十二年八月十九日付官報の号外第一七四号八十五頁に掲載されています。

平成二十三年六月二日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

東京ロジスティック特定目的会社

取締役　内山**隆**太郎

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十三億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十三年三月三十日付官報の号外第六十四号百九頁に掲載されています。

平成二十三年六月二日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

有楽町ホールディング特定目的会社

取締役　長縄　順一

**訂正公告**

平成二十二年七月三十日（号外第一六〇号）掲載の宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告中、②に「東京都知事(1)7648」とあるは「国土交通大臣(1)7648」の、⑥に「東京都知事」とあるは「関東地方整備局長」の誤りにつき、それぞれ訂正します。

平成二十三年六月二日

東京都中央区京橋一丁目一番五号セントラルビル

株式会社アパマンショップリートパーク

代表取締役　足立　秀樹

**正誤**

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 平成二十三年三月三十一日（号外第六十五号）厚生労働省・経済産業省・環境省告示第四号（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第一項の規定に基づき、同項第三号に該当するものであると判定した新規化学物質の名称の一部を改正する件）（原稿誤り） | | | | |
| 一九五 | 下 | 二四2―b | 2―b | |
| （印刷誤り） | | | | |
| 一九七 | 上 | 一五5―b | 5―b | |
| 〃 | 〃 | 二〇5―b | 5―b | |
| 一九八 | 〃 | 一六5, | 5― | |
| 平成二十三年四月一日（号外特第二十四号）厚生労働省・経済産業省・環境省告示第八号（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定により指定した第二種監視化学物質の名称を公示する件）（原稿誤り） | | | | |
| 一〇一 | 上 | 二行 | *trans* | |
| 一〇五 | 下 | 終りから二 | S― | |
| 同日（同号外特）厚生労働省・経済産業省・環境省告示第九号（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第六項の規定により指定した第三種監視化学物質の名称を記載した表を公示する件）（原稿誤り） | | | | |
| 一一二 | 上 | 終りから二行 | *112H* | *12H* |

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月二日付第一一七号六四　　ページ●同日付政府調達第一〇一号一二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）